
日程第5 議案第88号 加美町防犯指導員条例の一部改正について

○議長（一條 光君） 日程第5、議案第88号加美町防犯指導員条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 傍聴者も大分、帰ってしまいましたけれども、気を取り直しまして、議案第88号加美町防犯指導員条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、防犯指導員が定数不足となっておりますことから、その充足を図るため、任命要件の改正を行い、犯罪のない明るいまちづくりを推進していくものであります。

防犯指導員は、警察機関等と緊密な連携を図りながら、防犯広報及び防犯指導、防犯パトロール、祭典その他の地域における各種行事の警戒など、大変重要な任務を負っていただいております。防犯指導員の定数は60人と規定しておりますが、現在は53人となっております、7人が不足をしているという状況でございます。犯罪のない明るいまちづくりを推進するためには、定員を充足することが求められております。

今回は、防犯指導員の確保対策といたしまして、任命要件の1つに「本町に居住する年齢満20歳以上65歳未満の者」という条文がありますが、この要件に、町内の事業所の協力をいただくという視点に立ち、本町に勤務している方も加える改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第88号加美町防犯指導員条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第88号加美町防犯指導員条例の一部改正については原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議案第89号 加美町地域包括支援センター条例の一部改正について

○議長（一條 光君） 日程第6、議案第89号加美町地域包括支援センター条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第89号加美町地域包括支援センター条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本条例の根拠法令であります介護保険法が、介護サービスの基盤強化のため、昨年、一部改正法が公布され、本年4月から施行されております。この法改正によりまして条項が繰り下がり、条ずれが生じたので、改正を行うものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 条例の改正等も関連はあろうかと思いますが、非常に仕事が多忙なんです。老人がふえてきて、寝たきり、事故だ、一人息子と一人母親、一人、老々対策でですね。空っぽになるときがたびたびあるわけですよ、センターが。あれ町長、増員できないのかね。老人がどんだん、75歳以上が大体今、4,600人ぐらいで、毎年、毎月何ぼかずつふえているんですよ。そのほかに寝たきりで介護している形になっているのも720人ぐらいいるわけだから、相談して、わざわざ行って見てあげてですよ。そうすると、空っぽになっている場合が大変あって、男の子1人、事務がいるんだけど、大変だなというような感じがするんですが、増員する計画はないのか。増員してあげたらいいんじゃないですか、老人対策。子供対策も大事だけれども、老人対策も大事だと思いますので、いかがですか、その辺は。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長です。

近藤議員の話のように、大変激務であるということは承知をしております。ここのセンターに限らず、どの部署も今、人員不足に陥っております。年々、職員が減っております。臨時職員を使っておりますが、臨時職員では手がかけられない仕事というのがございますので、議員お話のように、人員不足に陥っているということは各部署においてあると思います。来年、また4月に人事異動が行われますが、ここにおいても10人ぐらい、職員が退職者と、それから採用者の間で差が出てまた人員が少なくなるという中であって、仕事のやりやすい環境というものをつくっていかねばなりませんので、今、ご提案の趣旨について検討して、人員の配置を行ってまいりたいというふうに思います。（「よろしくお願いします」の声あり）

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第89号加美町地域包括支援センター条例の一部改正についての採決を行います。お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第89号加美町地域包括支援センター条例の一部改正については原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7 議案第90号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（一條 光君） 日程第7、議案第90号和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第90号和解及び損害賠償の額の決定についてご説明申し上げます。

本案件は、水道の休止をしていた相手方が所有する建物で、原因は特定できませんでしたが、水道事業の管理する止水栓が閉じられていなかったことにより、2階トイレの配水管が凍結の影響等により破損し建物に損害を与えたことに対し、損害を賠償するものでございます。

平成24年4月5日午前11時30分ごろ、加美町谷地森字天王19番地所在の建物内において、水道水による漏水事故の確認をしております。町の賠償責任について、町の顧問弁護士に相談をし、公的責任の有無について次のような見解をいただいております。問題は、止水栓が完全に閉じられていなかった原因であるとしています。町の担当職員は閉栓したと報告しておりますが、1人での作業としておりますので、担当以外が確認をしていないこと、また、第三者が後に故意に開栓したことを証明するものは何もないので、町の担当者が水道休止の際に止水栓の完全な閉栓をしなかったと認定するのが社会通念に合致するものとし、町が賠償責任を負うものと考えられるということでございました。この見解を受けまして、早々、町の水道事業の管理体制を見直し、休止等の作業を行う場合には所有者等の立ち会いを求めることとし、二度とこうしたことのないように管理体制に万全を期してまいります。

和解及び損害賠償の額の決定について、地方公営企業法第40条第2項及び加美町水道事業の設置等に関する条例第6条第2項で規定しております法律上、町の義務に属する損害賠償の額

が30万円以上となりますことから、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づきまして議会の議決をお願いするものであります。今回の損害賠償につきましては、町が加入しております総合賠償補償保険金の適用を受けております。歳出の損害賠償金及び歳入の総合賠償補償保険金につきましては、あわせて今回提案しております補正予算に計上しているものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。18番伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 今回は原因は特定できないということでしたが、季節柄、今後、同様の例が起きることは想像にかたくないわけで、こういったことのためにも今後、基準を設けていくって、どういった場合には損害賠償に値するのかといったある程度の基準を設けておく必要があるのではないかと思いますのですが、ケース・バイ・ケースではあるかもしれませんが、その点について伺います。

○議長（一條 光君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田中正志君） 上下水道課長、お答えしたいと思います。

先ほど町長がお話したように、従来の休止作業は職員が1人で行うことが慣例的になっておりましたが、現在は一連の作業を作業内容をマニュアル化して、そのほかに依頼者本人、または代理人の者に立ち会いを求めた上で閉栓作業を行うように改善して、今後、事故の再発防止に努めたいというふうに考えております。以上です。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 基準を設けるという観点については、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） 総務課長、お答えさせていただきます。

今回のような損害賠償の保険につきましては、さっき町長のほうからありました全国町村会に掛けております総合賠償補償保険というところに、基準はその中で設けられております。それで、どこまで補償されるかというのは、その中で基準は決まっておりますので、今回のようなケースにつきましては、町の管理責任がどこまでなのかというところで、実際はほとんどなるのですけれども、今回のように、建物の建築の年度によって残価率というのが決まっております、その中で減価償却率をある程度、建物の耐用年数に合わせて計算されまして、それが補償費に計算されるわけでございます。もう少しわかりやすく申し上げますと、建物の建築

経過年数……。いいですか。わかりました。以上でございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第90号和解及び損害賠償の額の決定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第90号和解及び損害賠償の額の決定については原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8 議案第91号 平成24年度加美町一般会計補正予算（第8号）

○議長（一條 光君） 日程第8、議案第91号平成24年度加美町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第91号平成24年度加美町一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ2億7,249万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ132億2,324万4,000円とする補正予算と、債務負担行為の追加、地方債の変更を行うものです。

歳入の主なものについては、町税として個人町民税1億4,000万円増、国庫支出金として障害者自立支援介護等給付費負担金357万7,000円増、県支出金として障害者自立支援介護等給付費負担金1,785万3,000円増、農業経営高度化支援事業補助金1,009万8,000円増、町債として公共放牧場整備事業債6,760万円増などであります。

歳出については、総務費では土地開発基金財産取得費3,942万9,000円増、民生費では障害者自立支援介護等給付費7,138万7,000円増、農林水産事業費では草地畜産基盤整備事業6,827万9,000円増、土木費では下水道事業特別会計繰出金750万円増、消防費では放射能測定管理用備品400万円増、災害復旧費では、町道災害復旧事業700万円増などのほか予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番三浦又英君。

○4番（三浦又英君） 4番三浦です。

20ページを含めまして職員の時間外勤務手当が補正予算に計上されておりますが、先ほど近藤議員も質問されたとおり、職員の定数、適正管理ということについてであります。答弁の中におきましても、どこのポジションにおいてもかなり職員数が減少されているので厳しい状況であるという副町長の答弁でございましたが、それで、そういうことからすれば、果たして現在の職員数が適正な職員数なのかということについて、私は疑問を持つものでございます。あわせまして、24年度に退職する職員に対しまして、行政報告でもありますが、どの程度の職員を募集されまして、その職員数がどのくらいの数なのかお聞かせください。よろしくお願ひします。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） 総務課長、お答えをさせていただきます。

定員管理計画によりまして、皆さんご存じのとおり、10年間で計画では112人なんですけれども、実績といたしましては10年間で117人の減となっております。平成24年度は294人ということで、来年度、3月末で退職なされる方が24人ございまして、採用予定は12人ということで、数的には2分の1になってございます。これまで退職者の4分の1の計画で来たんですけれども、10年目を過ぎると、ここ2年間は多くなってございまして、去年とことしは採用については2分の1にさせていただいております。それから、今後の流れといたしましては、人口に照らして、目標としては260から250ぐらいの、10年間の目標は今後、今年度で定めるんですけれども、採用については退職者の5分の4を予定していきたいというふうに現在は考えてございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 4番三浦又英君。

○4番（三浦又英君） 4番。そういう計画で今、4分の1から2分の1ということで退職者に対しての職員数を募集をかけるということでございますが、ちなみに、保育所の時間外を見ますと、85万円という12月の補正で出ております。たしか24人の退職者関係でございまして、職種別に、要するに事務職とか専門職とかということについて、24人の内訳をお伺いします。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） 総務課長、お答えさせていただきます。

退職者24人の内訳なんですけれども、行政職15人、保育士6人、労務職3人、合わせて24人でございます。

○議長（一條 光君） 4番三浦又英君。

○4番（三浦又英君） そうしますと、事務職15人、保育士6人ということでございますが、先般、回覧だかで保育士の募集関係が回ってきたような感じを受けますが、行政報告ではたしか1人という採用内定ということで報告を受けているという思いがしております。そんなことで、2分の1ということになれば当然3人ということになると思いますが。ですから、私が言いたいのは、時間外が85万円ということになれば、多分職員の関係が厳しい状況に置かれているんだろうと。ですから、そういうことからして、定数、退職者の2分の1ということについての考えを、保育士もそうすると3人が採用されるのかという思いがしていますので、その辺についてもう一度お願いします。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） ご案内のとおり、今、採用される、内定者としては保育士1人でございます。予定は3人となっております。それで、今回、1月にまた募集をかけます。採用の予定で試験を予定しておりますので、1月の試験でもって2人の予定で公募をかける予定にしております。以上でございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。7番近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 新人募集の場合、要するに技術屋、看護師なりケアマネジャーなり、あるいはヘルパーなりが集まるのが大変難しいと思うんです。そういう意味において、社協でも今度、とにかく現状でやるためには、小野田を廃止して中新田に1カ所に集めて、そこから車で宮崎に派遣させるような方法にならざるを得なくなったわけなんです。だから町長が近々分散していくということは、しかし非効率じゃないかと思うんだけどね。まとめないとうまく合理的な仕事の運営ができなくなるのではないかというような感じもするんですが、特に老人対策なんていうのは。町長、いかがです。今度、私のほうでは、小野田を廃止して中新田の新丁の新しいところに事務所を設けて、そこから宮崎、郡内全部回るようにさせるんだけどね。人をふやすことができない中で、現在でするのはいかに合理的にするかということ、1カ所にまとめるほかないわけなんです。だから、町長がいろいろな形で3カ所に、昔の3町の形に戻したいという考え方を持っているようだけれども、なかなか保健師なり看護師なり、募集するのが大変な状態なんです。町長、その辺、いかが思いますか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今のは、ヘルパーステーションのことでしょうか。（「それに関連してみんななんです」の声あり）確かに現在、介護職員の募集が非常に大変であると、看護師も含

めてですね。ましてや今度、来年4月から色麻町に、そして大衡村に特別養護老人ホームができますので、大分これからますます採用が厳しくなってくるだろうというふうな認識を私は持っております。

全て分散をすると私、考えているわけではございません。やはり一つにしなければならない、効率を優先して一つにしなければならないものは、やっぱりこれは一つにしていくということも大事です。ですから、老人の施設についても、やはりその地域になければならない、あったほうがいいもの。それから、やはり一つにまとめて効率よく例えば各地を訪問したりしたほうがいいというもの、こういったものはあるでしょうから、やはりこれはそういったことを考えて、全てが旧3町にそのままあればいいということではなくて、集積するものは集積していくと、分散すべきものと分散していくというふうなことでやっていかななくてはならないとは思っております。

なお、介護職員、これの募集が非常に大変だということはよく私も理解しておりますし、何とか町でも、介護職を志す方の養成とか、あるいは高校への働きかけとか、実は先日、みやざき園の方からお聞きしましたけれども、新規に4人中新田高校から入ってくるということで大変喜んでおりましたけれども、やはりこういった高校生への働きかけなども必要であろうと思っておりますし、また、高校生が体験学習の一環として介護施設を訪れて、そしてお年寄りと接してその喜びを味わうというふうな教育面での取り組みということも大事だろうというふうに思っております。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。18番伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 24ページの災害対策費で、先般説明があったことに関連するかと思いますが、備品購入費、放射能測定管理用備品400万円とありますが、これは牧草の8,000バクレル以下の牧草、今、田代放牧場に置いてあるその牧草に関する測定を行うものと理解していいかどうか。だとすると、これは固定式のものになるのだらうと思いたしますが、400万円なので。将来的に3カ所に置くことになるわけなんですけど、この1台でそれを測定していくというふうな方向でいいかどうか。それから、測定人員はどのようにするのか。今までの危機管理室でやっている方向で、そういったところで対処していくのか。

それから、回収焼却灰保管用備品というのもここにあるんですが、これは1個分なのか。何の焼却灰を保管するための備品としてここに挙げられているのかを確認したいと思います。お願いします。

○議長（一條 光君） 初めに、危機管理室専門監。

○危機管理室専門監（佐藤勇悦君） 危機管理室専門監でございます。

今回、400万円の測定器を計上いたしました。歳入のほうの16ページを見てもらうとおわかりのとおり、これは農林水産業補助金ということで、消費安全対策交付金というところで2分の1補助を受けての購入でございます。現在、単費で教育委員会の給食費、あと消費者庁からの貸与で自家消費用の測定器というところで、今回、もう1台追加というところにつきましては、それ以外、例えば流通しているものも含めて対応できると。そのほかに土壌も測定できます。ですから、くしくも今回、田代放牧場の件が出てきましたので、田代放牧場の土壌についてもこの測定器で検査をする予定にしております。

あと、人員体制ですけれども、これは今現在、自家用食品については臨時職員1人と、あと、支援員が週3回来ておりますのでお手伝いをさせていただくということにしておりますけれども、この機械が入るためにもう1人臨時職員を雇用して2人体制、プラス、支援員の1人に月・水・金に手伝っていただくということで体制を整えて検査をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（一條 光君） 町民課長。

○町民課長（今野幸伸君） 町民課長、お答えいたします。

25ページの回収焼却灰保管備品なんですけれども、前回、風呂、それからストーブの焼却灰を回収しまして測定したところ、全部8,000ベクレル超してしまいまして、保管、1台マテラスからいただいたものがいっぱいになりましたので、もう1台購入ということで上げさせていただいております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 18番伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） では、今のマテラスから購入したものの、前にあったものでは足りなくなったのもう1台ということなんです、そういったことがこれからももっと起きるといふふうに思われますが、今後、随時、マテラスからまた購入していくという方法でいいかどうかということと、それから、同じ24ページにあります並柳住宅火災復旧工事に関連して、ここに300万円ほどの予算が計上されているんですが、これの個人負担割合とかというのはあるのでしょうか。全部これは公的な支出になるのかどうか。それについてお伺いします。

○議長（一條 光君） 町民課長。

○町民課長（今野幸伸君） 町民課長、お答えいたします。

灰の回収に当たりましては、そのときの簡易的なベクレル、それから空間線量等々をはかりまして、そこのおうちに行きましていろいろ説明して、できる限り杉っ葉とかそういう放射能

が含まれているようなものは燃やさないように、それから、木であれば幹だけ、皮であれば剥いで燃やしてもらうようにというお願いをしながら回収しております。できるだけ灰は少なく、汚染された灰が出ないようにお願いして回っているという状況でございます。

○議長（一條 光君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長、お答えします。

予算書の24ページの並柳住宅火災復旧工事の件でございますけれども、今、おわかりのとおり、並柳住宅で火災が起きて、それ以降、保険の対象ということで工事発注に向けて作業を進めておりましたけれども、なかなか応札者がいないということで、いまだに本格的な復旧工事をやっておりません。ただし、その間に、燃えた部分の焼却した部分の解体ということで、先行してその部分だけ事業が終わっております。それで今回、補正された分にはそれを、焼却になった部分のほかの建設工事の不足分を、工事費を計上させていただきました。よろしくお願います。

○議長（一條 光君） そのほか。1番下山孝雄君。

○1番（下山孝雄君） 1番。2点お尋ねをいたします。

22ページなんですけれども、畜産業費、これは草地畜産基盤整備事業の用地取得ですね。これは前町長が1年目のときから始まった事業で、ようやく用地買収まで来たのかなと今、思っているところでありますけれども、スピード感がなかなか、遅かったなと思っております。ここで、この面積と価格、どのぐらいの価格だか。それから、22補償補填及び賠償金、この内容についてまずお聞きをしたいと思えますし、もう1点、流動化対策費で下多田川の、大きく補正なされておりますけれども、国・県支出金ですね。それから、この一般財源の内容で大分大きくここだけ変わっております。そういった内容をお示ししたいと思えます。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） 農林課長、お答えいたします。

まず、公共用地の用地の取得の関係ですが、事業用地、それから、一部道路の用地といたしまして6万639平米を買収予定をしております。単価が平米当たり1,050円ということで、そのうちの、今回、共有地の方々から用地取得の同意をいただきましたので、今回、補正計上させていただきました。今回の予算が成立しましたら契約を結びまして、正式に事業に進めていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の賠償につきましては、ブルーベリーの補償費でございます。これが657本ございまして単価8,260円で計算をしております。

それから、2点目の下多田川地区の高度経営体集積促進事業の関係でございますが、これは当初は大崎地区土地改良区が事業主体ということで、当初予算につきましては町の補助金だけを計上しておりましたが、県のほうの指導で、戸別所得補償の実施の円滑化基盤整備事業の実施要領上では、県が事業主体、もしくは市町村に事業主体で実施させることができるというような規定がございまして、町が実施事業主体になってほしいというような要請がございまして、今回、町が事業主体となりまして所要の支出全体の予算、それから国庫補助金、県補助金等の所要の改正ということで計上させていただきました。以上でございます。

○議長（一條 光君） 1番下山孝雄君。

○1番（下山孝雄君） ただいまブルーベリーの補償ということで、賠償金ですか、出ましたけれども、ここのブルーベリーは、多分、加美町では一番早く栽培に取り組んだところかなと思っております。何件の栽培になりますか。ブルーベリーはかなり苗は高いとは聞いておりますけれども。かなり、1本8,000円ということだとかなりの額だなと思っておりますけれども、面積と、何戸の栽培でこのぐらいになっておりますか。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） 農林課長、お答えいたします。

件数につきましては、たしか、正確ではないですけれども6人ぐらいだったというふうに記憶しております。伐採の補償額としましては、公共事業の補償単価ということで、この前の用地買収が終わった後にブルーベリーを栽培している方に残っていただきまして、移転か伐採かということのいろいろ協議をしました結果、ブルーベリーを再移植しても枯死する確率が高いと栽培農家の方からお話がありまして、全員、伐採で補償をお願いしたいというふうなことがございましたので、単価の中で、「よい」「ややよい」「普通」「風致木」というようなランクがございましたので、「ややよい」という単価のランクを採用いたしまして今回、交渉をさせていただいております。以上です。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。17番高橋源吉君。

○17番（高橋源吉君） 11ページの債務負担行為の補正なんですけれども、これは外国語の指導員を民間に委託すると聞き及んでいるわけなんです、平成25年度から26年度ということで、民間に委託するというので、何せ教育に関することですから多少不安を感じる部分もあるんですが、業者を選考するに当たっての選考基準なり、あるいは選定する基準なりをお示しをいただきたいなと思います。

それから、既に決まっているのであれば、その会社の実績なり会社の名前、何社ぐらいを選

定してそこに選んだかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（一條 光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（竹中直昭君） 教育総務課長。

今現在、6月補正で民間委託2人、しております。それで、来年もその2人についてはその人が継続になるかどうかわかりませんが、来年も2人。それで、単年度にするか2カ年度にするかということで、債務負担、平成26年度までとしております。これは、ちなみに6月の選定に至る、選考もなんですけれども、いろいろ価格だけにしようか、それとも内容も含めてというようなこと、各、今、民間を採用しているところ、いろいろ聞きましたところ、価格ということだけではやはり間違いが起きて、結局、解約して新たにということで、両方あわせ持ったような形でいろんな項目において点数をつけて、総合的に評価して今回は決めております。この平成25年度、26年度につきましても、そのような方法でやろうと思います。

今現在、民間委託業者はインタラックという、仙台市に支店を設けておりますけれども、当然、契約は東京本社の方でしております。県内で民間委託、これは契約したとき、2社です。インタラックと、あとジョイトークという会社でしょうか、そこでの比較です。県内の状況を見ますと、大体実績としてはインタラックというのがほとんどと言っていいくらい、そういうような状況でございます。以上です。

○議長（一條 光君） 高橋源吉君。

○17番（高橋源吉君） 今、ほとんどという話もあったんですが、ちなみにどれくらい、県内でわかっている範囲でもしデータがあれば、どれくらいやっているのかと、それから、今、インタラックという会社名をどこかで聞き及んだことがあるなと思ったんですが、たしか町長の過去の経歴の中にそういった業者さんとのつながりがあったような気もしているんですが、間違いであれば訂正しますけれども。今現在、かかわりはないですね。確認の意味で聞きます。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） もちろん、一切かかわりを持っていません。

○議長（一條 光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（竹中直昭君） 教育総務課長です。

2011年9月1日現在ということで県内の状況を見ていますけれども、自治体で、ジェットというのは私らほうで今4人おりますけれども、ジェットが63人ですね。それで、ノンジェットということで61人ですね。あとは、宮城県内全てのを言いたいと思います。ジェット数が131人、ノンジェットが113人というようなことです。あと、私らほうで今、していますのは、委

託先ですと、ジョイトークというのが山元町さんですね。あとは、大和町さんもジョイトークであるようです。あとは、ノンジェットということでジェット期間が終了した団体が1団体あります。あと、一般公募して採用していくというのも1団体あります。以上のような状況です。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 18ページについて伺います。まちづくり推進費ということでマイナスになっております。美しい町並みづくり検討委員謝礼、それと町並み景観づくり規定策定業務委託料と、これはお金が余ったというか予定よりも減ったということなのかどうなのか。それで、国庫支出金のほうもマイナス、町債のほうも減って、一般財源でふやしているんですが、その内容をお願いします。

○議長（一條 光君） 協働のまちづくり推進課長。

○協働のまちづくり推進課長（遠藤 肇君） 協働のまちづくり推進課長です。

まず、減額になっている理由ですが、まず、報償費のほうにつきましては、町並み検討委員会、今年度は組織をしていないということでその分をおろさせてもらっております。あと、委託料のほうに関しましては、早稲田大学の後藤先生のところをお願いをしてお返しを、そちらのほうで確定をし、それで余っている分を減額をさせていただいたということでございます。

あと、歳入の関係でございますが、県のほうからの補助金をいただいております、そちらのほう、事業費が減ったことによって減額になるということです。あわせて、地方債のほうも減額になったということでございます。そちらのほうが減ったわけでございますが、一般財源128万円ほど増になってございます。こちらにつきましては、当初、補助というふうに見ていた部分が、その部分が該当にならなかった部分もございまして、一般財源のほうプラスになっているということでございます。以上です。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。15番新田博志君。

○15番（新田博志君） 先ほどの17番議員の質問の続きなんですけれども、このジェットの料金と、それから民間のインタラックの料金の差ですね。それから、ジェットとインタラックのときの補助金の差、これはどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（一條 光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（竹中直昭君） 教育総務課長です。

来年度については2人分ですので、債務負担行為についてはALT1人が442万円です。平成26年度については、額は違うんですけれども、これは平成26年度から消費税が8%に上がる

と想定しての値段の違いです。今現在のジェットとの1人当たりの給料では、ほとんど、同じぐらいと言っていいと思います。ただ、ジェットのほうは補助金とかではありません、交付税措置があります。企画振興費というふうな、教育費の名目で交付税が入っているのではないと思いましたが、そういったことで交付税に算入されています。その違いはあります。

○議長（一條 光君） 15番新田博志君。

○15番（新田博志君） ジェットのときは1人30万円でしたっけ。その12カ月で360万円ですね。この時点でもう、委託の段階で1人442万円、この段階で高いですね。それから、交付税措置されているかされていないかという差があるとすれば、ますます高くつくのに、ジェットから民間業者に委託先を変えろというか、2名だけでしょうけれども、その理由は何なんでしょう。

○議長（一條 光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（竹中直昭君） 金額については先ほど、今度は年度によって違うということはあるんですけども、今30万円と申しましたのは給料だけです。それだけだと360万円。そのほかに、条約で所得税とか町持ち、それから帰国旅費とかさまざまあります。そういったものを合わせますと、いろいろな保険料とか、大体、ほぼ同額と言っていいと思います。全体の経費ですね、ジェットの1人当たりの経費。そういったことです。

ただ、ジェットと比較して、民間委託のほうは当然、英語助手としてのトレーニング、学校教育面ですね、そういった面ではかなり教育面でトレーニングされたり、一定の質が確保できるということがあります。それはジェットが悪いということではありません。ジェットでも、すばらしい人もいれば残念ながらちょっと外れだという人もいます。ジェットというのは、決して英語の助手ということじゃなく国際交流が主としてなっております、それがたまたまいいですか、ALTとして英語の助手というような位置づけであります。そういった、どちらかというと教える側の質としては、民間のほうがいいというようなことはあります。

あと、これは私らほうの事情でありますけれども、ジェットというのは生活面から全て職員が面倒を見なきゃならないということもあります。生活面から住宅から、当然、何か事故を起こせば皆こっちがやるとかそういったことはあります。そこまでちょっと手は、もうこれ以上余りかけづらいのかなという事情はございます。ただ、確かに交付税措置がなくなるわけですから、その辺で、財源的なことだけ考えれば、財源的にはもちろんジェットでいて職員が手かけたほうが財源的にはプラスだなということもあります。そういったものの比較考慮で、まずもって民間委託2人だけ、全面的にはなかなか、段階的にとといいますか、難しいことがあります。

ますので、今としては2人というようなことで。

あと、ジェットによさというのは、直接町が命令できるものですから、民間の場合は会社から派遣されたというか、命令権なものですから、学校に行っても校長が命令するわけではない。委託業務内容によってやるということだけで、ジェットについてはこちらが直接、監督権を持っていますので、例えば住民が英語教室をやってくれないかとか、そういったことなんかも融通がきくというか、そういう側面はございます。

そういったことで、ちょっと難しいんですけども、やはり民間委託も入れていかなければいけないなというふうには私としては思っております。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） 済みません、答弁漏れがございましたので。一部、18番伊藤由子議員さんのときに並柳住宅の個人負担はということがありました。個人負担は、最終的にはないんですけども、火災保険で対応する、町の、というふうになっているんですけども、この並柳住宅につきましては、昨年の5月23日に放火で消失したものでございまして、逮捕されて、それで懲役3年、それから執行猶予5年の判決が言い渡されたものでございます。それで、その中で裁判長が軽度の精神障害が影響しているということで、前に新田議員からも質問があったんですけども、最終的には、裁判で判決が出るということは刑事上の責任能力はあるということに判断をされるんですね。ですが、これは弁護士さんとの打ち合わせというか、見解なんですけども、精神遅滞があるということで責任能力の程度が大変低いというふうに解されると。また、現状はその人は無職無収入と、支払い能力がないと判断されるということがございまして、損害賠償を請求するまでには至らないということで、その旨を保険会社のほうにお伝えをさせていただいて、保険会社でもそれで認めますということで保険の適用になるということでございます。あと、歳入に今回、300万円ほどの歳入を追加で補正しております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 失礼しました。15番、質問結構ですか。再質問ありませんか。

そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第91号平成24年度加美町一般会計補正予算（第8号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第91号平成24年度加美町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9 議案第92号 平成24年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第2号）

○議長（一條 光君） 日程第9、議案第92号平成24年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第92号 平成24年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ5,046万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ28億6,386万1,000円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、国民健康保険税として3,800万円増、国庫支出金として高額医療費共同事業負担金492万5,000円増、県支出金として高額医療費共同事業費負担金492万5,000円増、繰入金として一般会計繰入金150万円増などであります。

歳出については、共同事業拠出金として高額医療費共同事業拠出金1,970万円増、保険財政共同安定化事業拠出金3,430万5,000円増などのほか予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 37ページの先ほど説明というか、項目で上がっていました高額医療費共同事業拠出金と保険財政安定化事業拠出金、この内容を教えてください。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山 茂君） 保健福祉課長、お答えいたします。

まず初めに、高額医療費共同事業拠出金でございますが、この拠出金につきましては、保険料の平準化と安定のために1件80万円以上の医療費について100分の59を拠出するということとございまして、国保連合会のほうから今年度の拠出金の額が確定しまして、このような補正になっております。

それから、保険財政共同安定化事業拠出金のほうでございますが、こちらのほうは1件30万

円から80万円までの医療費に対しまして、これも市町村間の保険料の平準化を図るために、これも100分の59を抛出しておるわけでございますが、これも平成24年度の抛出金の額が決定になりましたので今回、このような金額の補正となっております。

○議長（一條 光君） そのほかございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第92号平成24年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第92号平成24年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10 議案第93号 平成24年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（一條 光君） 日程第10、議案第93号平成24年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第93号平成24年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出それぞれ23億6,334万6,000円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、繰入金として一般会計繰入金10万円増であります。

歳出の主なものについては、総務費として介護保険システム改修委託料79万円増などのほか、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第93号平成24年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第93号平成24年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11 議案第94号 平成24年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算
(第2号)

○議長（一條 光君） 日程第11、議案第94号平成24年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第94号平成24年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ20万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,117万6,000円とする補正予算であります。

歳入については、サービス収入として居宅介護サービス計画費収入20万6,000円増であります。

歳出については、サービス事業費として居宅介護サービス計画作成業務委託料20万6,000円増であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第94号平成24年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第94号平成24年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12 議案第95号 平成24年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（一條 光君） 日程第12、議案第95号平成24年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第95号平成24年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

今回、歳入歳出の総額を補正前と同額の913万7,000円とする補正予算で、歳出予算の組み替えを行うものであります。

熊野霊園の階段整備のための関連予算を9月補正予算に計上しておりましたが、区画造成や霊園北側駐車場の利便性を図るため、計画を変更し、新たに霊園用地取得に向けた関連予算を計上するものです。階段整備のための測量設計委託料を減額し、用地取得費、立木補償を増額するほか、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第95号平成24年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第95号平成24年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第13 議案第96号 平成24年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（一條 光君） 日程第13、議案第96号平成24年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第96号平成24年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ750万円を追加し、歳入歳出それぞれ12億1,473万4,000円とする補正予算であります。

歳入については、一般会計繰入金として750万円増であります。

歳出については、施設管理費として浄化センターの修繕工事491万6,000円増などのほか、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第96号平成24年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第96号平成24年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第14 議案第97号 平成24年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（一條 光君） 日程第14、議案第97号平成24年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第97号平成24年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ85万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9,036万2,000円とする補正予算であります。

歳入については、諸収入として前年度消費税還付金85万7,000円増であります。

歳出については、施設管理費の増額を行うほか、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第97号平成24年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第97号平成24年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

日程第15 議案第98号 平成24年度加美町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（一條 光君） 日程第15、議案第98号平成24年度加美町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第98号平成24年度加美町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収入及び支出においてそれぞれ455万円を増額とする補正予算であります。

収入につきましては、営業収益において水道加入料金に100万円を増額し、営業外収益では

東京電力株式会社から前年度中の水道水放射能測定検査に要した経費を賠償金として53万6,000円、また、議案第90号でご説明いたしました漏水事故に伴う受け取り保険金301万4,000円を雑収益としてそれぞれ増額するものであります。

支出につきましては、本年8月から続いた降水量不足の影響による原水不足は11月中に解消されましたが、これまでの渴水対策費用など原水及び浄水費に401万円、また、水道管破裂による漏水事故損害賠償金を特別損失として346万2,000円をそれぞれ増額するほか、配水及び給水費、総係費において減額を行うものであります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第98号平成24年度加美町水道事業会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第98号平成24年度加美町水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第16 議員派遣の件について

○議長（一條 光君） 日程第16、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件について、会議規則第118条の規定により、派遣についてお手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。本件についてお手元に配付したとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議員派遣の件につきましては、このとおり派遣することに決定いたしました。

日程第17 閉会中の継続調査について

○議長（一條 光君） 日程第17、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から委員会において調査中の事件について、会議規則第74条の規定により、総務建設常任委員会委員長近藤義次君より、行財政改革の効果と今後の政策課題について、生活環境の整備状況について結論が出ないため、教育民生常任委員会委員長佐藤善一君より、保健医療及び福祉体制の充実について、幼児学校教育及び生涯学習の振興について結論が出ないため、産業経済常任委員会委員長米木正二君より、産業の振興策と課題について結論が出ないため、議会運営委員会委員長猪股信俊君より、議会改革の取り組みについて結論が出ないため、また、町民と議会の対話集会開催に関する請願書について審査が必要なため、新庁舎建設特別委員会委員長近藤義次君より、加美町の新庁舎建設整備に関する事項について結論が出ないため、やぐらいリゾート開発事業調査特別委員会委員長高橋源吉君より、やぐらいリゾート開発事業に関する事項について結論が出ないため、以上6委員会から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は12月12日までとなっておりますが、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、会期中ではありますが、本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上をもちまして、平成24年加美町議会第4回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。